

玉村町勤労者センター利用団体の皆様へ

月初めの施設利用申請の受付方法が変わりました。

玉村町勤労者センターの施設利用につきましては、今までは月初めに先着順にて申請書の受け付けを行っていましたが、申請者の負担軽減と施設利用の公平を保つため、平成30年10月1日（月）の「12月の施設利用分」の申請から、受付方法をくじ引きの番号順による受け付けに変更いたしました。下記の申請書受付手順をご確認下さい。

○申請書受付手順

- ① 当日の午前8時30分までに、玉村町勤労者センターにお越し下さい。
- ② 午前8時30分までに集まっていた方を対象として、くじ引きを行います。番号札をお渡ししますので、その番号順にくじを引いて下さい。

※注意 この際の番号札は、従来通り並んで頂いた方の順番にお渡しいたします。ただし、くじを引く順番の番号札となり、早く並んだ方が有利になる事はありませんので、午前8時30分に遅れる事のないようにお越し下さい。

- ③ 1団体につき必ず1名お越し下さい。1名で複数の団体分のくじ引きをする事は出来ません。このくじ引きによる番号順に申請書の受け付けを行います。また、このくじ引き順による申請につきましては、1週間に利用回数2回、1回の利用時間は4時間までと制限させていただきます。
- ④ 制限以上に施設利用を希望される団体は、くじを引いた団体の受け付け終了後に、制限以上分の施設利用申請を受け付けます。この際の申請では、今までと同様に利用回数・時間に制限は設けません。

※ 詳しくは、経済産業課 商工労働係までお問い合わせ下さい。皆様のご協力をお願いします。

経済産業課 商工労働係
電話 0270-65-7144